

記載例 6

設置届 指定排水施設 木（飲食店に設置されるちゅう房施設）

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道
対象施設	特定施設 <small>(有害物質使用特定施設ではない)</small>	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> 指定排水施設 木（飲食店に設置されるちゅう房施設）を設置する届（埼玉県生活環境保全条例の対象である指定排水施設） 汚水等は工場・事業場内の浄化槽等で処理し、公共用水域（河川）へ放流する 日平均排水量 140 m³ 総床面積 325.55 m² 		

	設置届	使用届	変更届
根拠条項	条例第 52 条第 1 項	条例第 53 条第 1 項	条例第 54 条第 1 項
対象施設	指定排水施設 <small>公共用水域に汚水等を排出している工場・事業場に限る（分流式、合流式を問わず下水道に汚水等を放流している工場・事業所は届出不要）</small>		
様式第 11	○	○	○
別紙 1	○	添付していただく際に	添付に係る部分を変更する部分を示す
別紙 2	○		
別紙 3	○		
別紙 4	○		
別紙 5	○		
その他の添付資料	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図） ・工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの） ・施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの） ・操業系統（施設の使用状況等）を示すもの ・使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS） ・排水処理施設の設計計算書（処理施設の能力が十分であることを示すもの） 		

様式第11 (第39条関係)

(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**
 (個人の場合) **個人の住所、氏名**

設置(使用、変更)届出書

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務局長

〒 330-9301
 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
 届出者 ○○○○株式会社
 代表取締役 埼玉 太郎
 (048-xxx-xxx)

指定排水施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

例第52条第1項(第53条第1項、第54条第1項)の規定により、指定排水施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
指定排水施設の種類	木 飲食店に設置される ちゅう房施設	※施設番号	
指定排水施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
指定排水施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
	別紙3のとおり。		
	別紙4のとおり。		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

埼玉県生活環境保全条例別表第2第4号に掲げる記号と名称を記載する。

- 備考 1 「指定排水施設の種類」の欄には、同条例別表第2第4号に掲げる区分及び名称を記載すること。
 2 別紙1から別紙5までの記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用すること。
 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

指定排水施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
名称	木 飲食店に設置される ちゅう房施設	
型式	—	
構造	鉄鋼造平屋建	
主要寸法	ちゅう房面積 45.22m ² 総床面積 325.55m ²	
能力	1日あたり 500食	
配置	別添図のとおり	
設置年月日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	
参考事項		

指定排水施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 「配置」の欄には、当該指定排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 2

指定排水施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
名称	木 飲食店に設置されるちゅう房施設				
設置場所	別添図のとおり				
操業の系統	別添図のとおり				
使用時間間隔	連続				
1日当たりの使用時間	12時間 (10:00~22:00)				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	食食用原料：調理 500食/日 洗剤：食器等洗浄 100g/日				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.5	~8.5		
	BOD	200	200		
	SS	35	35		
	n-ヘキサン抽出物質	85	85		
汚水等の量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	15.5	22			
参考事項					

場内配置図を添付する。
(別紙1の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は
添付資料等にまとめて可。
指定排水施設に係る工程を明示する。

指定排水施設の使用方法から
汚染が考えられる項目を
すべて記載する。
(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

備考「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

処理施設ごとに記載する。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (油水分離槽)	処理施設 2 (浄化槽)		
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり	別添図 1 工場内配置図のとおり		
設置年月日	年 月 日	年 月 日		
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日		
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日		
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日		
種類及び型式	油水分離槽	合併処理浄化槽 200 人槽		
構造	鉄筋コンクリート製	別添設計図のとおり		
寸法	別添設計図のとおり	同左		
処理能力	30 m ³ /日	40 m ³ /日 (200 人槽)		
処理の方式	自然分離式	担体流動生物濾過方式		
処理の系統	別添設計図のとおり	同左		
集水及び導水の方法	別添設計図のとおり	同左		
使用時間間隔	連続	連続		
1日当たりの使用時間	24 時間	24 時間		
使用の季節変動	なし	なし		
消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量	なし	次亜塩素酸カルシウム 1.7kg		
染汚水状等	種類・項目			
	通 常	最 大	通 常	最 大
	処理前	処理後	処理前	処理後
	別添「汚水等の状況」のとおり			
種類別処理方法	廃油 1m ³ /月、汚泥 3m ³ /月 (××会社に委託処理)		汚泥 18m ³ /月 (××会社に委託処理)	
排出方法	別添設計図のとおり		同左	
参考事項				

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

「排出水の排出方法」の欄には、排水口の位置及び数並びに排出水の排出先を含めて記載すること。

公共用水域への排水経路ごとに記載する。

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

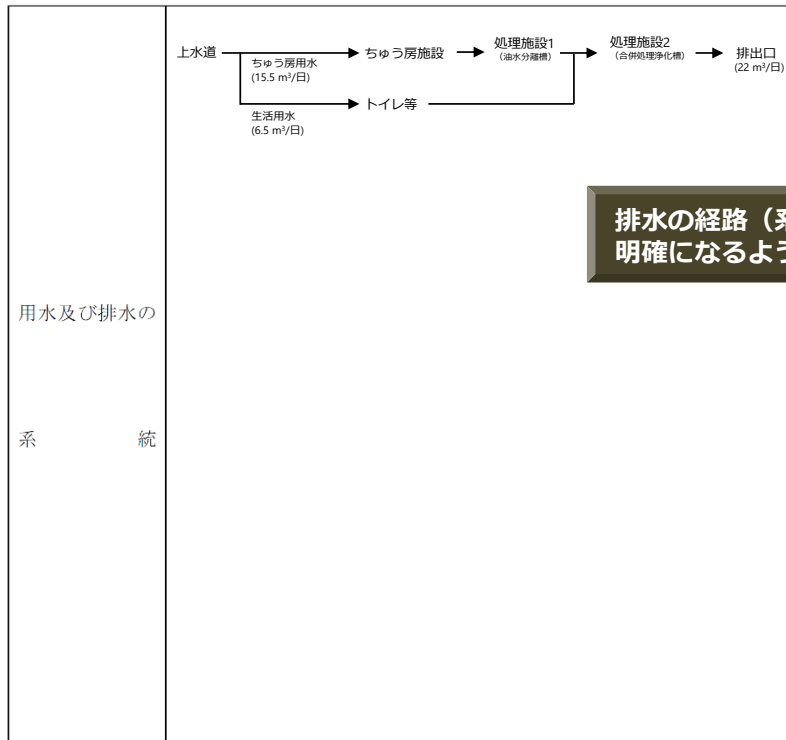
工場又は事業場における施設番号	排水口				
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	7.5	~8.5		
	BOD	18	20		
	SS	40	50		
	n-ヘキサン抽出物質	15	30		
排水水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	22	40			
参考事項	排水路 → ○○川 → 荒川				

備考 「排水水の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排水水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙5

用水及び排水の系統

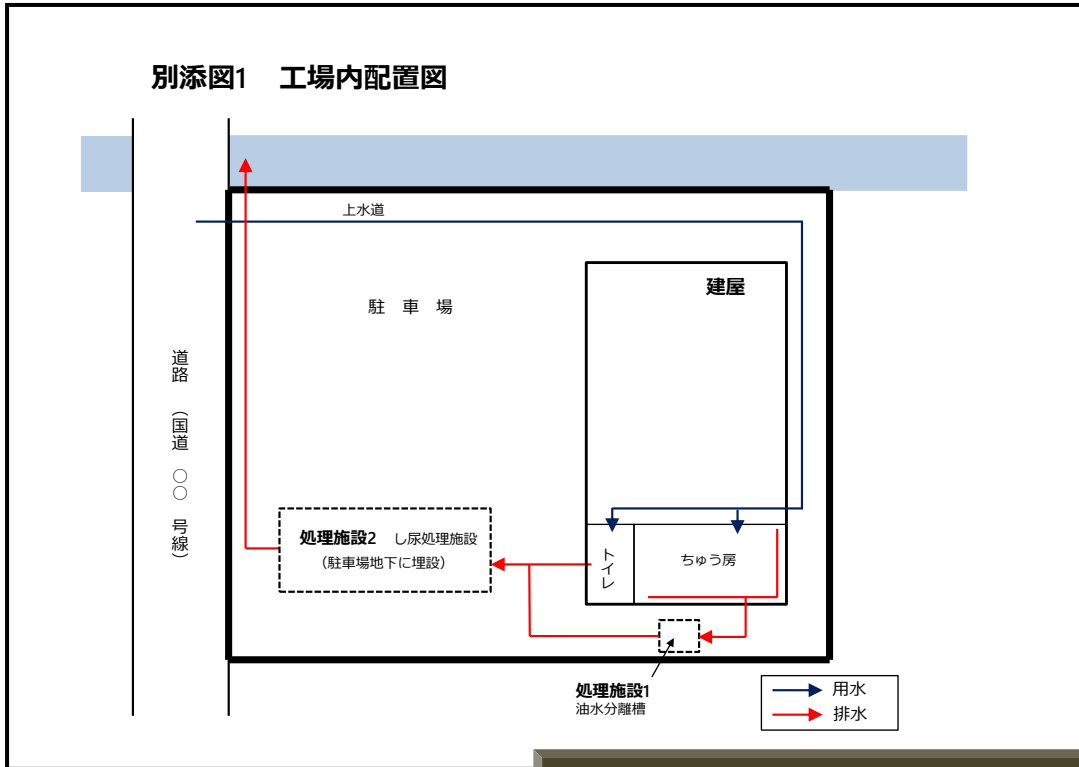


排水の経路(系統)が
明確になるように記載する。

用途別用水使用量	用途	使用水	用水使用量(m³/日)
	ちゅう房用水	上水	15.5 (最大 22)
	生活用水	上水	6.5 (最大 18)

水量は、原則最大時ではなく、
通常時の値を記載する。

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 汚水等の状況

	処理施設1 (油水分離槽)				処理施設2 (合併処理浄化槽)			
	通常		最大		通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	7.5	7.5	~8.5	~8.5	7.5	7.5	~8.5	~8.5
BOD	250	220	270	250	180	18	200	20
SS	35	30	40	30	150	40	200	50
n-ヘキサン抽出物質	85	10	95	30	20	15	35	30
汚水等の量 (m ³)	15.5	15.5	22	22	22	22	40	40